

## 別表十七（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第39条の17第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年旧措置法令第39条の117第4項《連結法人に係る特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年旧措置法第68条の90第1項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「支払対価17」の括弧書及び「支払対価28」の括弧書を除き、統括会社又は被統括会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 この明細書には、平成29年改正前の措置法規則第22条の11第5項第4号《内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入の場合の添付書類等》又は第22条の76第5項第4号《連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入の場合の添付書類等》に規定する関係を系統的に図示した書類を添付してください。